

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十六号

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十六年七月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条任用審査課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条給与課の項に次の一号を加える。

九 労働基準監督機関の権限行使に関すること。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。